

答 申 第 6 5 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 4 年 12 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 4 年 6 月 29 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「特定工事に関する用地図で特定地番が分かる図面における座標値及びトラバー点の座標値」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 7 月 7 日付けで行った公文書非開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

3 本件対象公文書及び本件非開示部分

本件審査請求の対象となっている文書（以下「本件対象文書」という。）は、特定道路調査業務委託成果品のうち、用地取得のために測量を実施し作成した用地測量図及びトラバー点の座標値に関する文書である。

そして、実施機関が非開示とした部分は、用地実測図に示された土地に関する権利者の氏名、地番、座標値、実測面積、トラバー点の座標値に関する情報である。

4 本決定の一部取消しについて

実施機関は、審査請求を受けて再検討を行った結果、本件対象公文書のうちトラバー点の座標値に関する情報については、令和 4 年 8 月 3 日に、条例第 7 条第 2 号（個人情報）本文に該当する情報であるとまでは言えず、開示とすることが妥当であると判断を変更し、また、法務局備付の登記情報と一致する土地に関する権利者の氏名、地番、座標値、実測面積の情報については、令和 4 年 8 月 26 日に、条例第 7 条第 2 号（個人情報）本文に該当する情報であるものの、同条同号ただし書イに該当する情報であり、開示とすることが妥当であると判断を変更し、本決定の一部取消しを行っている。

したがって当審査会では、本件対象公文書のうち 8 月 3 日、8 月 26 日に開示した部分を除く情報（以下「本件非開示情報」という。）を非開示とした判断について審議を行うこととする。

5 審査請求の理由

審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

登記名義人と違う実所有者が用地実測図に書いてある場合や、登記名義人が亡くなり相続人代表者が用地実測図に書いてある場合など法務局で調べた情報と違う場合、また、印影や個人の顔写真などその個人が特定されてしまう場合など、通常知り得ない情報を

個人情報という。用地実測図の情報は通常法務局で知り得る情報であるため個人情報ではない。用地実測図の情報は、不動産であり、現場に行けば誰もがその現況を確認できるものであり、不動産登記法上も、登記をすることによって第三者に対してその存在を明らかにし、対抗をするための手段で、国民の権利を守る目的と明記されているため、個人情報に該当しない。

不動産登記法の基本理念で「個人の情報を公示する、登記という手段が、国民の権利の保全につながる」と明記されている。登記＞個人情報である。その登記の元になる基本資料が用地実測図である。今は法務局で見ることが出来なくても、将来的に活用され見れるようになるかもしれない。

起業地以外の関係地番についても、座標値や実面積など、境界確定した立会に関するデータは、再立会を行う際に欠かせない充分利用価値がある資料であり、今後、いかなる理由でこの資料が必要となるかもしれない。用地実測図は境界確定書に準じた公文書であり、境界確定書≒用地実測図であるため、一旦決定した境界の情報は、個人の財産を守る上で、公にしてもかまわない公文書である。公共事業の遂行のため公費を使って行われた立会の成果であり、公共の利益のために資するべき情報である。

安易に非開示とすることは、この用地実測図の持つ情報の有効性を理解せず、その影響範囲や不利益を被る範囲を想定したうえでの比較衡量を行っていないことになる。

6 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

土地に関する情報は、山形県情報公開・個人情報保護審査会答申第1号でも示されているとおり、個人の財産の状況を示す個人情報であり、法務局備付の地積測量図と異なる情報（図面、座標値、面積等）は、誰もが知り得る情報ではない。

公共事業施行のための用地実測図等を作成するにあたり、起業地以外の土地は、権利関係の確認や検証等のため立会を実施するケースがほとんどであり、登記申請を前提として作成していないことや権利者に署名や押印をもらえないこともある。そのため、個人が登記申請等を目的に官公署に申請し土地家屋調査士等が作成した境界確定書とは性質を異にし、境界確定書≒用地実測図ではない。

当該地にかかる用地実測図は、法務局備付の図面と現地の位置関係が大きく相違又は不明確であったため、権利関係の検証のため、起業地以外の土地についてもかなり広範囲に境界確認が必要となった事案であり、法務局備付の登記情報と必ずしも一致しているとは限らず、また、今後、当該地の用地実測図を法務局へ送り込む予定もない。

将来活用するかもしれないという状況だけでは、公にすることが予定されている情報にあたるとは言えない。

本件において、個人情報を開示しないことによる個人の生命、財産を侵害するような不利益は認められない。

審査請求人が求める情報は、個人に関する情報であり、審査請求人との関係が不明な他人名義の土地に関する情報であるため、他人の個人情報の開示を受けるには、代理人であることを証する書類として土地所有者からの委任状を提出していただき、保有個人情報の開示を請求する必要があると判断した。

7 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第2号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(3) 条例第7条第2号（個人情報）本文の該当性について

実施機関が本決定において本号に該当するとした本件非開示情報は、用地取得のために測量を実施し作成した用地測量図に示された情報である。用地実測図は、公共事業に必要な土地を取得するため測量等を行った結果を示した図面であり、土地に関する権利者の氏名、地番、座標値、実測面積が示されているものである。権利者が個人の場合、個人の土地所有の状況が示されており、これらの記述により特定の個人が識別され、特定の個人の財産の状況を示すことから、図面に示された各種項目は、本号本文に該当すると認められる。

(4) 条例第7条第2号（個人情報）ただし書イの該当性について

本号ただし書イは、本号本文で非開示情報とされている個人識別情報について、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については非開示から除くものとしている。その趣旨は、個人識別情報であっても、一般に公にされ、又は公にすることが予定されている情報である場合は、非開示とすることにより保護すべき利益が存するとは考えがたいことや、たとえ個人のプライバシ

一を侵害する可能性のある情報が含まれ得たとしても受忍限度内にとどまるものと考えられることから、非開示から除くものとしている。

審査請求人は、本件非開示情報は、不動産であり、現場に行けば誰もがその現況を確認できるものであり、また、今は法務局で見ることが出来なくても、将来的に活用され見れるようになるかもしれないため、開示が妥当であると主張している。しかし、本件非開示情報は、権利関係の検証のため、広範囲に境界確認が必要となったため、起業地以外の土地について測量を実施した際の図面であり、法務局備付の登記情報と必ずしも一致しているとは限らず、また、実施機関の説明では、当該地は起業地ではなく、今後、当該地の用地実測図を法務局へ送り込む予定もないとのことから、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当するとまでは断定できない。したがって、本件非開示情報はただし書イに該当しないと判断する。

(5) 条例第7条第2号（個人情報）ただし書ロの該当性について

本号ただし書ロは、個人識別情報であっても公益上公にすることが必要であると認められるものについては公開の対象となる旨規定している。この規定は、個人識別情報であっても、人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められるものがあるが、その場合には、公益性の確保と一方これを公開されることによる個人のプライバシー侵害による不利益とを比較衡量した結果、なお公益性の確保の方が大とされたものを、条例第7条第2号の例外として公開の対象とする旨定めたものである。

審査請求人は、起業地以外の関係地番についても、一旦決定した境界の情報は、再立会を行う際に欠かせない十分利用価値がある資料であり、個人の財産を守る上で、公共の利益のために資するべき情報である主張する。

確かにこの点について、県民にとって資料としての利用価値があることは認めるものの、本件非開示情報は（3）で述べたように、開示されることにより特定の個人が識別され、特定の個人の財産の状況を示す情報である。また、本請求の対象となっている土地において、人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境に、現実には被害が発生していることはなく、また、将来これらの法益が侵害される蓋然性が低いことから、本件非開示情報を公開することによる個人の不利益を上回って開示する公益性の理由は認めがたい。したがって、本件非開示情報は、ただし書ロに該当しないと判断する。

以上から、本件非開示情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(6) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 4 . 8 . 9	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 4 . 8 . 31	・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理
R 4 . 9 . 6	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 4 . 9 . 26	・ 実施機関からの意見書の受理
R 4 . 9 . 27	・ 審査請求人からの意見書の受理
R 4 . 10.26	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 4 年度第 3 回第 2 部会)
R 4 . 11.16	・ 審議 (令和 4 年度第 4 回第 2 部会)
R 4 . 12.21	・ 審議 ・ 答申 (令和 4 年度第 5 回第 2 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
※会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
※委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。